

消防防災ヘリコプターの運航体制に関する指定都市市長会要請

消防防災ヘリコプターは、高速性、機動性及び汎用性を有し、土砂災害、水害、震災等の大規模災害時には、人命救助活動をはじめ、情報収集活動、空中消火活動等、多岐にわたる重要な役割を担っている。

近年、多数の尊い命を失う墜落事故が相次いで発生したことを受けて、総務省消防庁において、平成30年3月に「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書」がまとめられ、ヘリコプター操縦士の養成・確保や安全管理体制の強化などについて、指定都市消防長など全国の消防関係者に周知された。

一方、ヘリコプター操縦士は全国的に不足状況にあり、指定都市でも人材確保に苦慮している。

については、広域的な消防活動も担う指定都市の消防防災ヘリコプターが安定した安全運航体制を確立できるよう、指定都市市長会として、次のとおり要請する。

- 1 常時2人操縦体制を安定的に確保するため、操縦士の自主養成が可能となるよう、国において教育機関や訓練施設等の新設・拡充、及び関係省庁や民間機関との連携を図るとともに、操縦士の免許取得費用について更なる財政措置を行うこと。
- 2 常時2人操縦体制の導入に際しては、操縦士不足の影響などにより安定運航の妨げも懸念されることから、各指定都市の実情にあわせ経過措置を設けるなど柔軟な対応を行うこと。
- 3 安全運航には、高度かつ特殊な技能が必要となるため、フライトシミュレーターが活用できるよう、国の教育機関などへの配備を進めるとともに民間等の活用について財政措置を行うこと。また、質の高い操縦士を養成・確保できるよう標準的な訓練プログラムを策定すること。

令和元年7月30日
指定都市市長会